

## 水道及び下水道料金改定表

### 簡易水道料金

用途別/区分	改正前			改正後		
	基本使用料（1ヶ月につき）		超過料 1m <sup>3</sup> 増すごとに	基本使用料（1ヶ月につき）		超過料 1m <sup>3</sup> 増すごとに
水量	料金	水量		料金		
一般用	8m <sup>3</sup>	2,260円	300円	8m <sup>3</sup>	2,300円	300円
事業所用	20m <sup>3</sup>	5,660円	300円	20m <sup>3</sup>	5,760円	300円
営業用	20m <sup>3</sup>	5,660円	300円	20m <sup>3</sup>	5,760円	300円
工業用	80m <sup>3</sup>	23,450円	300円	80m <sup>3</sup>	23,880円	300円
浴場用	100m <sup>3</sup>	8,600円	170円	100m <sup>3</sup>	8,750円	170円
臨時用	10m <sup>3</sup>	5,200円	560円	10m <sup>3</sup>	5,290円	570円

### 下水道料金

用途別/区分	改正前			改正後		
	基本使用料（1ヶ月につき）		汚水排除量が 1m <sup>3</sup> 増すごとに	基本使用料（1ヶ月につき）		汚水排除量が 1m <sup>3</sup> 増すごとに
基本水量	料金	基本水量		料金		
一般用	汚水排除量が10m <sup>3</sup> まで	2,000円	200円	汚水排除量が10m <sup>3</sup> まで	2,040円	204円
営業団体用	汚水排除量が20m <sup>3</sup> まで	4,000円	200円	汚水排除量が20m <sup>3</sup> まで	4,080円	204円

※令和元年10月1日より適用。ただし、超過料については、11月分として徴収する料金から適用